

## 平成26年度人材育成研修事業委託業務プロポーザル募集要領

### 1 事業の概要

#### (1) 事業名 人材育成研修事業

#### (2) 事業の目的

従業員研修を実施する企業等に対して研修講師を派遣する等、人材育成のための取り組みを支援する。

#### (3) 事業内容

研修に必要な講師の派遣(年12回(12社)以上)

自らが企画立案した研修を行おうとする企業・団体等に対し、講師を派遣して研修の実施を支援する。〈より専門的・効果的な研修機会の提供〉

※企業等への派遣回数(8回)と、「介護福祉分野枠(4回)」を設定(介護福祉人材の安定的確保を図ることを目的とする)。

※本事業において、講師派遣研修を初めて実施しようとする各企業・団体等を優先とする。

・研修内容 キャリア形成に関する基礎的な知識等又は当該企業等の業務内容に応じた実践的な研修(接客業は接客マナー、販売業は販売実務等)

・研修場所 企業等が指定する研修会場

※上記の研修は、ロールプレイング等を取り入れた少人数の参加型研修とする。

#### (4) 委託期間

契約の日から平成27年3月31日

### 2 見積限度額

2,750千円(消費税及び地方消費税を含む)

### 3 審査委員会の設置

別途定める「人材育成研修事業委託業務プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき、審査委員会を設置する。

### 4 募集の方法

企画提案者の募集は、公募型プロポーザルで行う。

### 5 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書の内容を審査する審査委員会を開催する。

審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者(以下、「候補者」という。)と次点者を選定する。ただし、

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではない。

選定後に、候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体的な履行条件などの協議と調整(以下、「交渉」という。)を行う。この交渉が整ったときには随意契約の手続きに進む。14日以内に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と交渉を行うことになる。

ただし、平成26年度高知県一般会計当初予算が提案どおり議決されなかった場合は、本件について停止等を行うことがある。

## 6 資格要件

次項7の事前説明会に参加したもののうち、以下の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 高知県内に本社又は営業所があること
- (2) 定款等の目的として、研修業務又はこれと同種、類似業務(以下、「研修業務等」という。)が規定されており、過去3年以内に研修業務等の実績があること
- (3) 研修業務等の実績を1件以上有する者を、当該事業の総括責任者として配置できること
- (4) 研修会を開催する際、講師として講義が可能な人物を有している、又は契約関係にある、若しくは受託の際に契約を結ぶことが確実であること
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定(一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者、契約不履行や不正行為があった者等)に該当しない者であること
- (6) 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当しない者であること  
【高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程】  
<http://web2.pref.kochi.jp/~seisakuhousei/reiki/act/frame/frame110050049.htm>
- (7) 高知県物品購入等関係指名停止要領に基づく指名停止期間中でないこと
- (8) 本社及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと
- (9) 本社及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと

## 7 事前説明会

- (1) 日 時 平成26年2月19日(水) 14時～16時まで
- (2) 場 所 高知県職員能力開発センター202会議室
- (3) 内 容 業務内容説明及び企画提案の手順説明
- (4) 参加者数 1事業所あたり2名まで
- (5) 参加申込方法 別紙様式1による。
- (6) 参加申込期限 平成26年2月12日(水) 17時15分まで

## 8 質疑と回答

- (1) 受付方法 別紙様式2による。
- (2) 受付期間 平成26年2月21日(金) 15時まで
- (3) 提出方法 持参又は FAX(FAX の場合、電話で着信確認を行うこと)
- (4) 回答先 前項7の事前説明会の全出席事業者
- (5) 回答方法 FAX

## 9 参加申込及び資格要件の確認

前項7の事前説明会に参加した後、プロポーザルに参加を希望する事業者は、別紙様式3及び別紙様式4により申し込むこと。

- (1) 提出書類
  - ① プロポーザル参加申込書(別紙様式3)
  - ② 資格要件確認書(別紙様式4)
- (2) 提出期限  
平成26年2月26日(水) 17時15分必着
- (3) 提出方法  
持参、又は郵送(書留郵便、又は配達証明に限る)。
- (4) 提出先  
〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20  
高知県商工労働部 雇用労働政策課 TEL 088-823-9766

## 10 資格審査

- (1) 提出された別紙様式3及び別紙様式4をもとに、資格要件の確認を行い、その結果を平成26年2月28日(金)までに提出者に FAX で通知する。
- (2) 県は、資格要件を満たさない提案者に対して、資格要件を満たさなかった旨及びその理由を書面により通知する。また、通知を受けたものは、通知をした日の翌日から起算して5日(県の閉庁日を除く。)以内に、書面により県に対して資格要件を満たさなかったことについての説明を求められることができる。
- (3) 県は、説明を求められたときは、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して5日(県の閉庁日を除く。)以内に書面により回答する。

## 11 企画提案書の作成

資格要件を満たした者は、別途定める「人材育成研修事業委託業務プロポーザルに関する企画提案書作成要領」により、企画提案書を提出すること。

- (1) 提出部数  
正本1部、副本8部とする。

- (2) 提出期限  
平成26年3月6日(木) 17時15分必着
- (3) 提出方法  
持参、又は郵送(書留郵便、又は配達証明に限る)。

## 12 審査

審査については、別途定める「人材育成研修事業委託業務プロポーザル審査要領」により行う。

## 13 審査結果

審査結果は、平成26年3月27日(木)までに、全ての参加者に文書で通知する。なお、審査結果は高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となる。

【高知県情報公開条例】

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/112701/joko-johokoukai-index.html>

## 14 日程

- 1月24日(金) 募集開始
- 2月12日(水) 事前説明会参加申込期限
- 2月19日(水) 事前説明会の開催
- 2月21日(金) 質疑事項受付期限
- 2月26日(水) プロポーザル参加申込書及び資格確認書類提出期限
- 2月28日(金) 資格要件の確認通知
- 3月 6日(木) 企画提案書の提出期限
- 3月20日(木) 審査委員会
- 3月27日(木) 審査結果の通知

## 15 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、県庁内及び審査委員会での使用に限り複写できるものとする。
- (3) 提出された書類は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示する。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第3号の規定により非開示とする。提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式5により提出すること。

開示・非開示の判断は別紙様式5に基づき行うものではなく、別紙様式5を参考

に同条例に基づき、県が客観的に判断する。

【高知県情報公開条例】

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/112701/joko-johokoukai-index.html>

- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはない。

16 問合せ先

高知県 商工労働部 雇用労働政策課 担当 岩崎  
TEL 088-823-9766 FAX 088-823-9277  
E-mail 151301@ken.pref.kochi.lg.jp

17 失格

以下の事項に該当する場合は失格とする。

- (1) 書類の提出方法、提出先、提出期限が守られなかった場合
- (2) 見積限度額を超過した見積書を提出した場合
- (3) 提出書類に不備があった場合、または指示した事項に違反した場合
- (4) 審査委員、県職員または当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- (5) プロポーザルの手続きの過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合

18 その他

- (1) プロポーザル参加申込後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(様式自由)を提出すること。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをするものではない。
- (2) 企画提案に要する全ての経費は、企画提案者の負担とする。

平成 2 6 年度人材育成研修事業委託業務事前説明会参加申込書

高知県知事 尾崎正直 様

標記説明会に参加します。

平成 年 月 日

所在地 \_\_\_\_\_

事業所名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

参加者名

役職名等	氏 名	連絡担当者に○を 記入してください。

※連絡担当者の連絡先を下記に記入してください。

電 話 番 号	
F A X	
E-mail	

平成 2 6 年 2 月 1 2 日 (水) 17 時 15 分までに、

雇用労働政策課へ F A X でお送りください。

FAX:088-823-9277

高知県商工労働部雇用労働政策課 行

F A X : 0 8 8 - 8 2 3 - 9 2 7 7

平成 2 6 年度人材育成研修事業委託業務プロポーザルに関する質疑書

平成 年 月 日

所在地 \_\_\_\_\_

事業所名 \_\_\_\_\_

担当者名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

F A X \_\_\_\_\_

E-mail \_\_\_\_\_

質疑内容

平成 2 6 年 2 月 2 1 日 ( 金 ) 1 5 時 までに、

雇用労働政策課へ持参、又は F A X でご提出ください。

高知県商工労働部雇用労働政策課 行

FAX : 088-823-9277

平成26年度人材育成研修事業委託業務プロポーザル参加申込書

平成 年 月 日

高知県知事 尾崎正直 様

所在地 \_\_\_\_\_

事業所名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 印

平成26年度人材育成研修事業委託業務プロポーザル募集要領(以下、「募集要領」という。)に基づき、平成26年度人材育成研修事業委託業務に関するプロポーザルに参加を申し込みます。

なお、募集要領6の資格要件を満たしていることを申し出ます。

連絡先

担当者 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

FAX \_\_\_\_\_

E-mail \_\_\_\_\_

## 資格要件確認書

- 1 高知県内に本社又は営業所がある

事業所(営業所)所在地 \_\_\_\_\_

- 2 企業等の定款(該当部分の写しを添付)及び研修業務等の実績(過去3年以内)

名 称	実施主体	内 容

- 3 委託業務の総括責任者の主な実績

氏 名	主な実績

- 4 講師(※契約講師となる場合は、その旨記載)

予定している講師名と資格・経歴等を記入してください。

講 師 氏 名	
保有する資格 又は経歴等	

- 5 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当

該当しない ・ 該当する

- 6 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程に基づく入札参加資格停止措置を受けた者又は同規程第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当

該当しない ・ 該当する

- 7 高知県物品購入等関係指名停止要領に基づく指名停止期間中

期間中にない ・ 期間中にある

- 8 納税証明書(参加申込書を提出する日の前日までに納税期限の到来した県税について滞納がないことがわかる書類で、発行3ヶ月以内のもの)

- 9 消費税及び地方消費税の納税証明書(発行3ヶ月以内のもの)

高知県知事 様

所在地 \_\_\_\_\_

事業所名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合に、提出書類を開示することにより、今後弊社が事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害する部分及びその具体的な理由は次のとおりです。

開示すると支障が生じる書類(書類の頁・箇所等)	支障が生じる理由・生じる支障の内容を具体的に記入してください。
提出書類にアンダーライン、枠囲い等でマークしたものを添付したもので可	